

工事施工業者の皆様へ



特例措置 インフレスライド ご存じですか？

労務単価の特例措置

基準日以降に旧単価に基づく契約を新単価に基づく契約に変更するため、請負代金の変更の協議を請求することができます。

条件

基準日（毎年3月1日）より前に設計され、かつ基準日以降に契約した工事

インフレスライド

予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレ又はデフレが生じ、請負代金額が著しく不相当となったときに請求することができます。

条件

請求時点で残工期2ヶ月以上
増額後に残工事額の1%を超える等

まずは
お問い合わせを！

お問い合わせ

制度の内容・詳細

契約検査課監理係（0276-47-1928）

変更額や請求

担当監督員もしくは発注担当課

